

平成27年11月19日

文部科学大臣  
馳 浩 様養護教諭関係団体連絡会  
幹事団体代表 後藤ひとみ

## 養護教諭の養成・採用・研修の充実にむけて（要望）

私たちは、中央教育審議会初等中等教育分科会において検討されています「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」と「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の方針に賛同し、今後の施策に大いに期待しております。

つきましては、教諭と同様に、学校教育を担う教員として、また、チーム学校を支える教員として養護教諭の養成・採用・研修に関する施策に特段のご配慮を賜りたく、下記のような要望をさせていただきます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

## 記

1. 各都道府県等の教育委員会による養護教諭の研修は、専門性とキャリアステージに応じた体系的な計画の下で実施されるべきものである。については、文部科学大臣が示される国の大綱的指針のなかに、教諭と同様に、しかしながら養護教諭の専門性をふまえた研修計画の策定と実施について明示していただきたい。
2. 養護教諭が学校作りのチームの一員としてより一層の活躍をするためには、人的資源や物的資源の充実が求められる。については、「学校保健法等の一部を改正する法律」に対する参議院附帯決議（平成20年5月30日）および衆議院附帯決議（平成20年6月10日）における養護教諭関係の二項（ここには概要を記載）を実現していただきたい。
  - ・第一項；（養護教諭に求められる学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等の役割の増加に関して）養護教諭未配置校の解消、複数配置の拡充、退職養護教諭の活用促進、学校保健を支える人的資源の充実、保健室の施設設備等の物的資源の充実
  - ・第二項；（多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応に関して）養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実
3. 教員となる者すべてが子どもたちの心身の健康について理解し、学校組織を生かして適切に対応できる能力をもつことは非常に重要である。については、教職課程の科目の大きくくり化によって、各大学の創意工夫による独自の科目が設定される際には、「学校保健」に関する内容が網羅されるよう課程認定の基準等に示すなどの方策をご検討いただきたい。
4. 教員の養成・採用・研修を通じた取り組みの検討に際し、養護教諭に関する制度設計については、経験と実績を有する団体で構成されている「養護教諭関係団体連絡会」を起用していただきたい。

以上

連絡先；愛知教育大学学長秘書室

○電話：0566-26-2101

○Eメール：[hmiura@office.aichi-edu.ac.jp](mailto:hmiura@office.aichi-edu.ac.jp)